

ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第1条（ワンタイムパスワードサービス）

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、ふじしんダイレクトバンキングサービスの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条（利用資格）

本サービスの利用者は、ふじしんダイレクトバンキングサービスを契約のお客様に限るものとします。

第3条（利用申込及び利用開始）

1. 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）が必要となります。ソフトウェアトークンとは、当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、携帯電話機等（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。
2. 本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」及び「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンID及びワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用開始後は、ふじしんダイレクトバンキングサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID及びログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。この場合には、お客様は契約者ID、ログインパスワード及びワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID、ログインパスワード及びワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID、お客様が登録されているログインパスワード及び当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの正規の取引の依頼とみなします。
2. 前記1.にかかわらず、契約者ID、ログインパスワード及びワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前記1.の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条（ソフトウェアトークンの有効期限）

1. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
2. 前記1.にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなる

ものとし、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとし、

第6条 (ソフトウェアトークンの盗難及び紛失)

1. お客様は、ソフトウェアトークンを失ったとき、ソフトウェアトークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとし、）、又は他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとし、この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
2. 前記1. の場合、お客様は、本サービスの利用再開依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。この場合、当金庫は所定の手続きを行い本サービスの利用を再開させます。
3. 前記2. により、本サービスの利用を再開した場合には、お客様は新たなソフトウェアトークンを取得した上で、第3条の利用開始登録を行うものとし、

第7条 (免責事項等)

1. ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとし、ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止及びソフトウェアトークンの再発行の依頼をするものとし、ワンタイムパスワード及びトークンにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとし、
4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延又は不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第8条 (本サービスの解約等)

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとし、この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとし、なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとし、
2. お客様が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとし、なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

3. 前記2. にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
4. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
5. 前記1. から4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定及び関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第9条（譲渡・質入の禁止）

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者及び販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第10条（規定等の準用）

本契約に定めのない事項については、ふじしんダイレクトバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、定期性総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定並びに当座勘定規定、及び当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第11条（規定の変更等）

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上